

陸別町まちづくり補助金

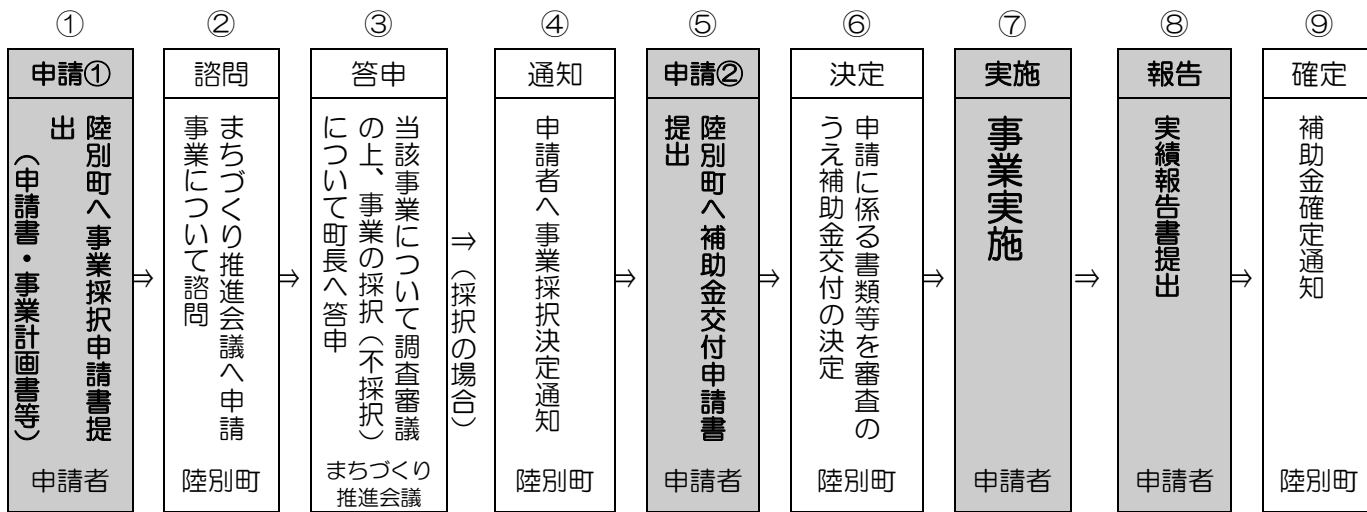
新規業種の起業を応援します

町の活性化・町民生活の向上につながると認められ、町内に同業種の店舗等がない事業を開始するための経費を一部助成します。

■ 対象者	現在町内に居住、または事業開始後に町民となる個人もしくは団体等で下記の業種を町内で起業しようとする方。	
■ 補助対象経費	店舗や事務所等を開設するためにかかる経費で施設の建設費や改修費、備品購入費が対象です。(商品の仕入れにかかる経費等は対象外です。)	
■ 補助金の額	補助対象経費の2分の1以内(限度額:200万円) ※今年度の予算の範囲内での補助のため、限度額未達の補助となる場合があります。	
■ 補助対象となる業種	生花店	靴屋
	100円ショップ	醸造所
	手芸用品店	ピザ・パスタデリバリー店
	パン専門店	本屋
	ケーキ専門店	測量業
	菓子専門店	便利タクシー
	焼肉専門店	ハンドメイド衣料販売店
	写真館、写真現像プリント店	家庭教師
	ツアー・イベント企画	パソコン教室
	移動販売業(食料品・日用品等)	喫茶店(カフェ)
	宅地建物取引業	コインランドリー
	動物病院	整骨院
	カーコーティング業	人材派遣
	■ 申請期限	令和3年11月30日(火)

申請手続きのながれ

申請窓口：陸別町役場総務課企画財政室



問合せ・申込先

陸別町役場総務課企画財政室 (27-2141 内線:215/217)